

定 款

(令和7年12月23日改正)

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、 ジョルダン株式会社
と称し、英文では、Jorudan Co.,Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 コンピュータおよびその周辺機器、備品の開発、製作、輸出入および販売
- 2 コンピュータおよびその周辺機器、備品に関するシステム設計プログラム開発、販売
- 3 コンピュータおよびその周辺機器、備品の検査、調整、保守および実地利用に関するインストラクト業務、コンサルティング業務
- 4 労働者派遣事業
- 5 外国人に対する語学ならびに産業技術の研修、翻訳サービスおよび通信教育に関する業務
- 6 各種出版物の企画、編集、発行および販売
- 7 コンピュータおよびその周辺機器、備品およびプログラム開発、販売に関するセミナーの企画、開催
- 8 広告代理業
- 9 旅行業法に基づく旅行業

- 1 0 旅行の案内および宣伝、旅行のあつ旋および旅行クーポン券の受託販売
- 1 1 映画、演劇、コンサート、講演、講座のチケットの販売
- 1 2 航空券、バス、鉄道等の乗車券の受託販売
- 1 3 保養施設等の運営および予約代行
- 1 4 古物の売買
- 1 5 損害保険代理業
- 1 6 両替業
- 1 7 有価証券の売買、金銭の貸付、債務の保証、クレジットカード業および代金前払い方式のカードの発行および販売
- 1 8 情報処理サービス業および情報提供サービス業
- 1 9 通信販売業務
- 2 0 不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸および管理
- 2 1 有料職業紹介事業
- 2 2 飲食店スタッフの紹介および斡旋
- 2 3 メディアの企画、編集および製作
- 2 4 商取引の通信ネットワークを利用した決済処理に関する業務並びにその受託および代行
- 2 5 工業所有権、著作権等の知的所有権の取得、譲渡、貸与および管理
- 2 6 日用雑貨品、衣料品、食料品、清涼飲料水、酒類、文房具および事務用品の販売および輸出入
- 2 7 コンピュータおよびその周辺機器、備品に関するレンタルおよびリース
- 2 8 WEB書店業
- 2 9 各種マーケティング業務
- 3 0 セールスプロモーションの企画、立案および制作に関する業務
- 3 1 申込受付、顧客管理等の代行業務
- 3 2 上記各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を 東京都新宿区 に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告による
ことができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、
日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、1,900万株とする。

(単元株式数)

第6条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第7条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる
権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株
予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によ
って選定し、公告する。

(株式取扱規則)

第9条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第10条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。

② 前項の場合のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎年12月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第12条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、その議長となる。

(決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半

数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、前項に係らず、定款に別段の定めがある場合のほか、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（電子提供措置等）

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（議決権の代理行使）

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

（議事録）

第16条 株主総会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録する。

- ② 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その写しを5年間支店に備え置くものとする。

第4章 取締役および取締役会

（取締役会の設置）

第17条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役は 3 名以上 10 名以内とする。

(取締役の選任)

第 19 条 当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役 1 名以上を選定し、そのうち 1 名を社長とする。

- ② 社長は、当会社を代表し、当会社の業務を執行する。
- ③ 当会社は、取締役会の決議によって、取締役の中から必要に応じて取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 22 条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、その議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の

3 日前までに発するものとする。ただし、緊急に招集の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

- ② 取締役会の議事録は、これを 10 年間本店に備え置く。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する条項については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- ② 当社は、社外取締役との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第 30 条 当社は監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第 31 条 当社の監査役は 5 名以内とする。

(監査役の選任方法)

第 32 条 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 当社は、会社法第 3 2 9 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- ④ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤監査役)

第 34 条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 35 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急に招集の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 37 条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

- ② 監査役会の議事録は、これを10年間本店に備え置く。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する条項については、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第40条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- ② 当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

第41条 当会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任方法)

第42条 当会社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 43 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 44 条 会計監査人の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 45 条 当会社は、取締役会の決議によって、会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- ② 当会社は、会計監査人との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 46 条 当会社の事業年度は、毎年 1 0 月 1 日から翌年 9 月末日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 47 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 48 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

② 当社の中間配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

③ 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 49 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

② 未払の配当金には、利息をつけない。